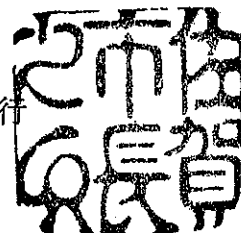




佐市都政第 27 号
平成 19 年 5 月 7 日

国土交通省道路局長 様

佐賀市長 秀 島 敏 行



中期的な計画の作成にあたっての意見について

平成 19 年 4 月 2 日付け国道企第 114 号で依頼のあった標記の件については、下記のとおりです。

記

1. 意見 別添のとおり

担当：佐賀市建設部都市政策課
政策総務係 本木
TEL 0952-40-7150

中期的な計画の作成にあたっての意見

1. 佐賀市総合計画

- ・平成17年10月1日に佐賀市、諸富町、大和町、富士町、三瀬村の1市3町1村が合併し、新佐賀市が誕生しました。これを受け、平成19年3月に第一次佐賀市総合計画を策定しました。
- ・この総合計画において、佐賀市の将来像を“人と自然が織りなす「やさしさと活力にあふれるまち さが」”としております。政策展開の基本方向として5つを定め、その1つに「自然と調和した個性的な美しいまちの実現」を掲げ、その内の施策の1つとして「道路ネットワークの充実」を掲げ、その実現に向け取り組んでいるところです。

2. 道路ネットワークの充実

(1) 背景・課題

- ・佐賀市内の道路ネットワークは、国県道を中心とする幹線道路と市街地を取り囲む環状道路で構成されています。ネットワークを構成する路線は、概ね整備が進んでいますが、北部には嘉瀬川ダム建設に伴う付替え道路など、整備が必要な路線が残っています。また、農村集落には、里道の拡幅を行いながら活用されてきた、離合もできないような道路があり、市街地には城下町特有の幅員の狭い道路が数多く残されている状況です。
- ・一方、他都市との間を結ぶ広域道路は、九州横断自動車道佐賀大和インターチェンジを中心として道路ネットワークが形成されています。また、新たに有明海沿岸の主要都市を結ぶ有明海沿岸道路や佐賀唐津道路の整備が進められており、広域的な道路ネットワークの充実が図られています。
- ・課題としては、主に主要幹線道路と市道との交差点で朝夕のラッシュ時に渋滞が発生していること、管理延長や経年数の増加に伴い、舗装や排水施設などの維持管理の必要性は増大しているものの、十分な対応を行うことが難しくなっていること、歩行者や自転車の安全性が十分に確保されていない箇所が点在していることなどが挙げられます。
- ・さらに、北部では冬季の積雪や凍結に対する管理体制の充実など、道路利用者の安全に配慮した整備が求められています。

(2) 取り組み

- ・このような状況のなか、今後の取り組みとして、次の事業を行います。

【生活道路の整備による安心・快適な移動の確保】

- ・道路の拡幅改良、自転車走行・駐車空間の整備など、安心・快適な交通環境を実現します。

【幹線交通網の整備による円滑な移動の確保】

- ・他都市と結ぶ広域的な道路とのアクセス道路の改良を進めるとともに、市内道路ネットワークを構成する道路の整備を行います。また、主要渋滞箇所の解消を図ります。

3. 道路政策等に対する意見

- ・上記の総合計画に掲げている「生活道路の整備による安心・快適な移動の確保」、「幹線交通網の整備による円滑な移動の確保」に向けた取り組みが重要と考えております。
- ・その事業の実施にあたっては、国、県と連携を図りながら、整備対象とする路線を絞り込み、費用対効果や緊急性の観点から優先性を判断し、更にはコスト縮減を図りながら、より効率的な道路整備を実施する必要があると考えます。
- ・また、道路整備に際しては、高齢者や子供などの交通弱者が安心して道路を利用できるよう歩道のバリアフリー化や山間部の冬季の安全対策など、道路利用者の安全に配慮した整備が必要と考えます。更には、維持管理においては、道路清掃などの軽作業については、沿線住民等の協力を得ながら実施する手法として、市の人員や資材を生かして、市民や自治会の活動を支援できる協働体制について検討する必要があると考えております。
- ・地域住民にとって地方道路は日常生活に密着しており、また、コミュニティを深める重要な役割を果たしていることから、自治体や地域住民が道路管理まで含め、さまざまな事業に積極的に取り組めるよう、補助や助成制度の充実についてご配慮をお願いします。